

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県豊橋市東幸町字東明5番地

氏 名 成和环境 株式会社  
代表取締役 豊田 能史 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。



豊橋市長 浅井 由 崇

許可の年月日 令和 6年 3月12日

許可の有効年月日 令和13年 1月14日



## 1 事業の範囲

### (1) 積替え、保管を除く

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物  
以上 14品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

### (2) 積替え、保管を含む

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、動植物性残さ  
以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 積替え、保管施設の概要

#### (1) ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532

#### イ 面積

全体面積 72.00m<sup>2</sup>

保管面積 44.00m<sup>2</sup>

#### ウ 保管する産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、動植物性残さ

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

#### エ 保管上限

20.00m<sup>3</sup>

オ 高さ  
該当なし

(2) ア 設置場所  
豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番547

イ 面積  
全体面積 90.60m<sup>2</sup>  
保管面積 60.40m<sup>2</sup>

ウ 保管する産業廃棄物の種類  
廃油  
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 保管上限  
2.88m<sup>3</sup>

オ 高さ  
0.90m

(3) ア 設置場所  
豊橋市西七根町字松前谷39番56

イ 面積  
全体面積 75.60m<sup>2</sup>  
保管面積 16.60m<sup>2</sup>

ウ 保管する産業廃棄物の種類  
汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油  
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 保管上限  
6.00m<sup>3</sup>

オ 高さ  
0.90m

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
平成16年 4月10日 更新許可  
平成21年 5月21日 更新許可  
平成26年 4月23日 更新許可  
令和 元年 6月17日 更新許可  
令和 6年 1月15日 更新許可(優良認定)  
令和 6年 3月12日 変更許可

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無